

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期	担当課
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付商品券事業	①物価高騰の影響を受ける生活者に対する食料品の支援及び市内事業者の経営安定化を支援 ②④全市民を対象にしたプレミアム付商品券事業を実施する ③委託料：75,850千円 内訳）プレミアム分 60,000千円 プラットフォーム利用料 9,000千円 コールセンター設置 3,000千円 運営・販促費 3,850千円	R8.2	R8.4以降	商工課
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費助成による子育て世帯応援事業	①②物価高騰の影響を受けている保護者の負担を軽減するため、市内の児童生徒分の学校給食費（教職員分を除く）の物価上昇相当分を支援する。 ③賄材料費127,945千円 （内訳） 小学校分：支援単価140円×554,000食=77,560千円 中学校分：支援単価165円×305,000食=50,325千円 潮風教室：支援単価30円×2,000食=60千円 ④市内の小学校、中学校、潮風教室に通う児童生徒	R7.4	R8.3	教育総務課
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	海上交通事業者利用促進補助金	①市内の海上交通事業者における原油価格の高騰等による経済的負担を緩和するため ②市内の海上交通事業者が田原市民の利用促進施策として実施する下記の事業において、割り引いた運賃又は参加費に相当する額を補助するもの ・海上交通サービスの往復利用時の運賃の半額に相当する額割引する事業 ・伊良湖港を発着する観光クルーズの参加費の半額に相当する額を割引する事業 ③補助金：10,000千円 ④市内で運航している海上交通事業者2社	R7.4	R8.3	観光課
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	高等学校等バス通学費助成金	①物価高騰により影響を受けている高等学校へバスを利用して通学する子の保護者の負担軽減及び電気・燃料価格高騰に影響を受ける公共交通の維持・活性化のため ②通学バスの定期券購入額に対し助成 ③補助金：21,200千円 補助率：定期券購入額の5割（市内高等学校等在籍者） 定期券購入額の3割（市外高等学校等在籍者） ④バスを利用して市内外の高等学校へ通学する市民（高校生）の保護者	R7.4	R8.3	教育総務課
5	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	たはらゼロカーボンシティ推進事業費補助金	①電気・燃料価格の高騰の影響を受ける市民に対する省エネルギー設備の活用促進のため ②脱炭素に資する設備（太陽光発電、蓄電池、電気自動車等）を導入する市民又は事業者に対し補助金を交付 ③補助金：19,850千円 太陽光施設+蓄電池：補助率1/4、上限35万円 燃料電池・V2H：補助率1/4、上限5万円 HEMS：補助率1/4、上限1万円 燃料電池自動車：補助率1/20、上限20万円 など ※購入する設備や組合せによって補助率を設定 ④脱炭素に資する設備を導入する市民又は事業者	R7.4	R8.3	環境政策課
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	脱炭素農業推進補助金	①加温に多くのエネルギーを消費し、経営費全体に占める燃油コストの割合が高い施設園芸において、燃油価格高騰の影響を受ける農業者を支援する ②複層カーテンの導入などにより、燃油使用量の削減に取り組む農業者を支援する ③補助金：3,000千円 上限100千円×30件 ④油使用量の削減に取り組む農業者	R7.4	R8.3	農政課
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 ④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応支援給付金支給事業（低所得者）	①物価高騰の影響を受ける低所得者とその家族の生活を支援する ②世帯全員が住民税非課税である世帯の世帯主及び世帯員に対し現金給付を行う ③扶助費26,700千円、需用費：60千円、役務費：1,482千円、委託料：10,852千円、使用料及び賃借料：694千円 ④世帯全員が住民税非課税である世帯の世帯主及び世帯員	R8.2	R8.4以降	地域福祉課
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応支援給付金支給事業（高齢者）	①物価高騰の影響を受ける高齢者の生活を支援する ②非課税世帯ではない65歳以上の高齢者に対し現金給付を行う ③扶助費：48,318千円、需用費：100千円、役務費：4,035千円、委託料：11,977千円、使用料及び賃借料：1,389千円 ④非課税世帯ではない65歳以上の高齢者	R8.2	R8.4以降	高齢福祉課
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用燃油価格高騰対策支援金	①燃油価格の高騰により漁業経営が圧迫されている漁業者及び養殖業者の経営安定を図ることを目的とする ②漁業の用に供するA重油、軽油、画素会陰及びそのほかの燃油の購入に要した経費に対して支援 ③支援金：1,718千円（支援単価×購入数量（L）） 事務費：323千円（人件費200千円、振込手数料123千円） ④市内漁業協同組合	R8.2	R8.4以降	農政課